

領収証の書き方・写真添付についての注意事項

領収証		No. ①
② <u>王子サッカー クラブ</u>		
	③ 年 月 日	
④ <u>¥5,000 .-</u>		
但 ⑤ <u>〇〇大会 補助員費として</u> 上記正に領収いたしました。		
⑥	<p>《住所》 〒114-0033 東京都北区十条台 1-2-2</p> <p>《氏名》 総合 太郎 ⑩</p>	

《領収証記入に関する注意事項》

- ① 領収証に記入する、番号は報告書ごとに「通し番号」で記入ください。
- ② 「宛名」は、必ず団体名(正式名称)が記入されていることをご確認ください。
- ③ 收受日を記入してください。
- ④ 金額の後には、「¥マーク+締めマーク」⇒「¥〇〇〇〇 .-」を忘れずに記入ください。
- ⑤ 1) 但し書き…一つの領収証にまとめられるのは、最大1ヶ月までとなります。
次の月をまたいでの領収証の発行は、基本的に認められません。
2) 一か月まとめて支払った場合は、支払日全て記入ください。
3) 支払内容(講師費、補助員費、審判員費、会場使用料として 等…)を記入ください。
4) 基本的に1度につき一人一枚ずつ、領収証を発行していただくようお願い致します。
- ⑥ 当日料金を受け取られた方に、「住所・氏名」を忘れずに記入していただき捺印をお願いしてください。

※印鑑に関しましては、印がかけたり、にじんで見えずらい等、不鮮明なものに関しましては、再度書き直しをお願いする場合がございます。

《その他の注意事項》

- 「二度書き・二重線・訂正印」で訂正された領収証は、無効となります。必ず、新しく作成していただき、記入の漏れや間違いがないか確認のうえ提出ください。漏れや訂正のあった場合は、再提出になりますので、ご注意ください。

- 領収証の貼り方は別紙参考にしてください。

講師費・審判員費

No. 1

30年 4月 8日

王子サッカーサークル 様

領収証 精算時の実績報告書の支払日になります。

¥20,000 .

但 スプリングカップ大会審判員費として

当日謝礼金を渡した方に住所・氏名の記入と捺印をお願いしてください。

東京 区十条台1-2-2

王子 花子 印

①

No. 5

29年 4月

王子サッカーサークル 様

領収証

領収証の番号が通し番号にならない時は近くに通し番号を振ってください。

¥20,000 . -

4月6・13・20・27日分
講師費として

但 まとめての支払いは最大1ヶ月までとなります。

上記正に領収いたしました。

東京都北区十条台1-2-3

王子 健太 印

②

No. 135

29年 5月 25日

王子サッカーサークル 様

領収証

訂正された領収証は無効となります。

二度書きは無効となります。

¥20,000 .

5月4・11・18・25日分

但 5月5日(日)25日分 講師費として

上記正に領収いたしました。

東京都北区十条台1-2-2

王子 花子 印

③

注意: A4の用紙に重ならないように貼り、コピーを撮って提出ください。
登録書類記入のポイント

事務費

領収書 ①
王子サッカーサークル様

販売切手 82円 10枚
合計 820円

〇〇〇郵便局
2018年 5月12日

記入は正式名称。
略称や無記名は受け

領収書 ③
王子サッカーサークル様

販売切手 120円 10枚
合計 1,200円

〇〇〇郵便局
2018年8月15日

領収証 ②

~~王子サッカーサークル 殿~~

~~2018年 5月20日~~

~~2,000円~~

~~インタカートリッジ代として~~

支払方法
カード ○〇〇〇〇123

今回のポイント 20P
利用できるポイント 100P

東京都 北区 ○—▲—●
〇〇〇ショップ

ポイント付与のあるものは
助成対象外となります。

『事務費の助成対象物品について』

☆「事務費」は、団体活動の運営に必要な物品に使用したものが対象となります。

こちらの用紙で助成金申請が出来る物品の制限がございます。
以下の表等と照らし合わせ、対象になるものみの申請ください。

【助成対象になるもの】

	物品	備考
1	コピー代	
2	コピー用紙代	団体からのお知らせ等に使用した用紙代、センターに提出するための記録写真の紙代などが対象となります。
3	インク代	
4	文具	
5	郵送料	切手・ハガキ
6	ラベル ※	※郵送のため、封筒等に貼ったラベル（郵便番号・住所・氏名）は通信費として認められる場合がある。
7	ハンコ ※	※ 団体の名前のハンコは、用途も確認後検討。

【注意事項】

- 消耗品…卓球のボール、バドミントンの羽、CD・DVD・USB等、使い続けることで壊れてしまうものは、対象外となります。
- ケータイ電話や、パソコンの通信費は対象外。ただし、携帯プリペイドに関しては、要検討で考えさせていただきます。
- 「文具」について…クラブ運営について使用したもの（出納帳や活動記録ノート 等）に使用したものは 対象となります。
- 記念品としての写真は、対象外となります。
- レシート…レシートは基本的に対象外となります。必ずお店にて「領収証」の発行をしてください。また、「団体名」「金額」「収受日」「但し書き」が必ず必要となりますので、ご注意ください。（上様や但し書きに「お品代」等書かれているものは受理できません。）